

第32条第3項の改正について

公布日 平成17年7月21日

施行日 平成18年2月1日

建築基準法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文(抄)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(法第三十一条第二項等の規定に基づく汚物処理性能に関する技術的基準) 第三十二条 (略) 2 (略) <u>3 次の各号に掲げる場合における汚物処理性能に関する技術的基準は、第一項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、汚物を当該各号に定める基準に適合するよう処理する性能及び同項第二号に掲げる性能を有するものであることとする。</u></p> <p>一 <u>水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽に関して、第一項の表に掲げる生物化学的酸素要求量についての基準より厳しい排水基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目についても排水基準が定められている場合当該排水基準</u></p> <p>二 <u>浄化槽法第四条第一項の規定により、同項の公共用水域等に水を放流する尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽に関して、第一項の表に掲げる生物化学的酸素要求量についての基準より厳しい技術上の基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目についても技術上の基準が定められている場合当該技術上の基準</u></p>	<p>(法第三十一条第二項等の規定に基づく汚物処理性能に関する技術的基準) 第三十二条 (略) 2 (略) <u>3 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽に関して、第一項の表に掲げる生物化学的酸素要求量についての基準より厳しい排水基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目についても排水基準が定められている場合における汚物処理性能に関する技術的基準は、第一項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、汚物を当該排水基準に適合するよう処理する性能及び同項第二号に掲げる性能を有するものであることとする。</u></p>